

議案第169号

大阪市立音楽堂条例の一部を改正する条例案

大阪市立音楽堂条例（昭和25年大阪市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表舞台の項中

「

入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、それらの料金の最高額が1,000円を超えるとき	日曜日、土曜日及び休日	208,000円	264,000円	432,000円	18,800円
	その他の日	160,000円	208,000円	336,000円	14,600円

」

を

「

入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、それらの料金の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき	日曜日、土曜日及び休日	156,000円	198,000円	324,000円	14,200円
	その他の日	120,000円	156,000円	252,000円	11,000円

入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、それらの料金の最高額が3,000円を超えるとき	日曜日、土曜日及び休日	312,000円	396,000円	648,000円	28,400円
	その他の日	240,000円	312,000円	504,000円	22,000円

に改める。」

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立音楽堂条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける使用許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

音楽堂の舞台の使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立音楽堂条例 (抄)

別表 (第10条関係)

区 分			使 用 料			
			昼 間	夜 間	全 日	超過時間 30分まで ごとに
舞台	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、それらの料金の最高額が1,000円を超えるとき	日曜日、 土曜日及 び休日	<u>208,000円</u>	<u>264,000円</u>	<u>432,000円</u>	<u>18,800円</u>
		その他の 日	<u>160,000円</u>	<u>208,000円</u>	<u>336,000円</u>	<u>14,600円</u>
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、それらの料金の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき	日曜日、 土曜日及 び休日	156,000円	198,000円	324,000円	14,200円
		その他の 日	120,000円	156,000円	252,000円	11,000円
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、それらの料金の最高額が3,000円を超えるとき	日曜日、 土曜日及 び休日	312,000円	396,000円	648,000円	28,400円
		その他の 日	240,000円	312,000円	504,000円	22,000円
省略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

備考 省 略